

○狭山市市民交流センター規則

平成24年7月17日

規則第43号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 狭山市市民センター（第2条—第11条）

第3章 狭山市総合子育て支援センター（第12条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、狭山市市民交流センター条例（平成23年条例第6号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 狭山市市民センター

（利用手続）

第2条 条例第7条第1項の規定による利用又は変更の許可を受けようとする者は、様式第1号の利用許可申請書又は様式第2号の利用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設の利用に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（1）コミュニティホール 利用を予定する日（以下「利用予定日」という。）の属する月の6月前の月の初日から利用予定日まで

（2）研修室、会議室、音楽スタジオ及び遊戯スペース 利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用予定日まで。ただし、コミュニティホールと併用する場合は、前号の規定によるものとする。

3 市長は、条例第7条第1項の規定による利用又は変更の許可をしたときは、様式第3号の利用許可書又は様式第4号の利用変更許可書を交付するものとする。

（使用料の納期）

第3条 条例第13条に規定する使用料は、前条第3項の利用許可書又は利用変更許

可書の交付のときに納付しなければならない。

(装置の種類)

第4条 条例別表第1項に規定する舞台装置及び音響装置の内容は、別表第1のとおりとする。

(附属備品等の使用料)

第5条 条例別表第7項に規定する附属備品等の使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免手続)

第6条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(特別な設備等の承認)

第7条 条例第7条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該許可に係る施設等に特別な設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 狭山市市民センター（以下「市民センター」という。）の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に施設等を利用しないこと。
- (2) 許可又は承認を受けていない施設並びに設備及び物品を利用しないこと。
- (3) 他の利用者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (4) 施設等を利用した後は、当該施設等を原状に復すこと。
- (5) 許可を受けずに火気等を使用しないこと。
- (6) 所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第9条 市民センターにおいて、物品の販売、飲食物の提供、募金その他これらに類する行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(施設への立入り)

第10条 市長は、市民センターの維持管理のために、利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第17条第1項に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）に市民センターの管理を行わせる場合における第2条、第3条、第6条、第7条、第9条ただし書、第10条及び様式第1号から様式第4号までの規定の適用については、これらの規定（第3条及び様式第1号から様式第4号までの規定を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第13条に規定する使用料」とあるのは「条例第14条第1項に規定する利用料金（以下この章及び様式第1号から様式第4号までの規定において「利用料金」という。）」と、第6条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「狭山市長」とあるのは「狭山市市民センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第3章 狭山市総合子育て支援センター （職務）

第12条 所長は、上司の命を受け、狭山市総合子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 その他必要な職員は、狭山市行政組織規則（平成7年規則第18号）第7条第1項の表に掲げる当該職員の職に応じ、同表に定める職務に従事する。

（専決事項）

第13条 こども支援課長は、自己の専決権限の範囲内において、企画財政部長と協議をし、市長の決裁を得て、所長をしてその掌理する事務を専決又は代決させることができる。

2 前項に規定するもののほか、子育て支援センターにおける事務の決裁については、狭山市事務決裁規程（昭和59年訓令第13号）の例による。

（一部改正〔令和4年規則8号〕）

（利用手続）

第14条 子育て支援センターの一時預かり保育室（以下「一時預かり保育室」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ様式第5号の一時預かり保育室利用者登録票により、登録するものとする。登録に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定による登録の有効期間は、登録をした日から当該登録をした日の属する年度の末日までとする。

- 3 市長は、第1項の規定による登録をした者に対し、面接を行うものとする。
- 4 条例第24条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、様式第6号の利用許可申請書を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 前項の規定による申請は、利用予定日が属する月の前月の初日（本市に住所を有しない者は、利用予定日が属する月の前月の3日）から利用予定日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 一時預かり保育室の利用については、幼児（条例第19条第6号に規定する幼児をいう。以下同じ。）1名につき1日8時間を限度とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 7 市長は、幼児の健康状態及び利用条件を確認し、適当と認めるときは、条例第24条第1項の規定による利用の許可をするものとする。
- 8 市長は、条例第24条第1項の規定による利用又は変更の許可をしたときは、様式第7号の利用（変更）許可書を交付するものとする。

（一部改正〔平成27年規則41号・29年24号・令和4年5号〕）

（利用定員）

第15条 一時預かり保育室の利用定員は、10名以内とする。

（使用料の納期）

第16条 条例第30条に規定する使用料は、第14条第8項の利用（変更）許可書の交付のときに納付しなければならない。

（使用料の減免手続）

第17条 条例第32条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（利用の制限）

第18条 市長は、一時預かり保育室の利用の公平を図るため必要と認めるときは、同一利用者の利用回数を制限することができる。

2 市長は、条例第27条第1項の規定による利用の停止又は許可の取消しの処分を行うほか、条例又はこの規則に違反した者の違反後の利用を制限することができる。

（追加〔令和4年規則5号〕）

（利用者の遵守事項）

第19条 子育て支援センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (2) 施設等を利用した後は、当該施設等を原状に復すこと。
- (3) 火気等を使用しないこと。
- (4) 施設において喫煙しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(一部改正〔令和4年規則5号〕)

(販売行為等の禁止)

第20条 子育て支援センターにおいて、物品の販売、飲食物の提供、募金その他これらに類する行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔令和4年規則5号〕)

(指定管理者による管理)

第21条 条例第34条第1項に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）に子育て支援センターの管理を行わせる場合における第14条第3項、第4項、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項及び第8項、第16条、第17条並びに様式第6号及び様式第7号の規定の適用については、これらの規定（第16条、様式第6号及び様式第7号の規定を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第30条に規定する使用料」とあるのは「第31条第1項に規定する利用料金（以下この章、様式第6号及び様式第7号において「利用料金」という。）」と、第17条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第6号及び様式第7号中「狭山市長」とあるのは「狭山市総合子育て支援センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(一部改正〔平成27年規則41号・令和4年5号〕)

第4章 雑則

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和4年規則5号〕)

附 則

この規則は、平成24年7月18日から施行する。ただし、第11条（第3条の見

出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第13条に規定する使用料」とあるのは「条例第14条第1項に規定する利用料金（以下この章及び様式第1号から様式第4号までの規定において「利用料金」という。）」と、第6条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える部分に限る。）及び第20条（第16条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第30条に規定する使用料」とあるのは「第31条第1項に規定する利用料金（以下この章、様式第6号及び様式第7号において「利用料金」という。））」と、第17条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第6号及び様式第7号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替える部分に限る。）の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第41号）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第6項及び第20条の規定は、平成27年11月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日規則第24号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日規則第5号）

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第5項の規定は、令和4年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月22日規則第8号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

装置の名称	内容
舞台装置	電動スクリーン ホリゾン幕 美術ボタン スポットライト
音響装置	音響機器（コンパクトミキサー ビデオデッキ アンプなど） 一式 マイクロホン ワイヤレスマイク スピーカー

別表第2（第5条関係）

施設の名称	附属備品等の名称	使用単位	1利用区分の使用料
コミュニティホール	ピアノ（調律料を除く。）	1台	2,000円
	簡易ステージ	1台	200円
	演台 花台 司会台	1式	500円
	大型可動展示パネル	1枚	100円
	プロジェクター	1台	500円
	金びょうぶ	1双	1,000円
	持込み電気器具用電源（1台）	1キロワット	100円
研修室 会議室	演台	1台	100円
	プロジェクター	1台	200円
	会議用マイクセット	1式	200円
	持込み電気器具用電源（1台）	1キロワット	50円
音楽スタジオ	ギターアンプ	1台	200円
	ベースアンプ	1台	200円
	スピーカーセット	1式	500円
	キーボード	1台	200円
	ドラムセット	1式	500円
	マイク（スタンド付）	1本	100円
	持込み電気器具用電源（1台）	1キロワット	50円

備考

- 1 コミュニティホールにおける1利用区分とは、条例別表第1項に定める午前、午後又は夜間それぞれの利用区分をいう。
- 2 研修室、会議室及び音楽スタジオにおける1利用区分とは、条例別表第2項

に定めるそれぞれの利用区分をいう。

様式第1号（第2条関係）

狭山市市民センター利用許可申請書
予約番号

年 月 日

（宛先）狭山市長

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話	

次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。

利用日	利用時間	利用施設	使用料	割増料	減額料	計
利用日	利用時間	附属設備及び備品の名称	単位	数量	単価	金額

料金合計 円

利用目的	予約内容
利用予定人数	延べ人数 名
利用責任者 氏名・住所・電話	氏名 電話 住所
備考	

様式第2号（第2条関係）

狭山市市民センター利用変更許可申請書
予約番号

年 月 日

（宛先）狭山市長

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話	

次のとおり利用の変更の許可を受けたいので申請します。

利用日	利用時間	利用施設	使用料	割増料	減額料	計
利用日	利用時間	附属設備及び備品の名称	単位	数量	単価	金額

料 金 合 計 円

利 用 目 的		予 約 内 容	
利 用 予 定 人 数	延べ人数 名		
利 用 責 任 者 氏名・住所・電話	氏名 電話 住所		
備 考			

変更後の料金		円
既納料金		円
料金差額	※	円

※原則として既納料金は還付しない。

様式第3号（第2条関係）

狭山市市民センター利用許可書（兼領収書）
 予約番号

年 月 日

申請者	団体名	
	氏名	様
	住所	
	電話	

狭山市長 印

次のとおり利用を許可します。

利用日	利用時間	利用施設	使用料	割増料	減額料	計
利用日	利用時間	附属設備及び備品の名称	単位	数量	単価	金額

料 金 合 計 円

利 用 目 的		予 約 内 容	
利 用 予 定 人 数	延べ人数 名		
利 用 責 任 者 氏名・住所・電話	氏名 電話 住所		
備 考			

上記料金を領収しました。

領 収

（注）利用の前に狭山市市民センターの窓口はこの許可書を提示し、退館するまで携帯してください。

様式第4号（第2条関係）

狭山市市民センター利用変更許可書（兼領収書）

予約番号

年 月 日

申請者	団体名	
	氏名	様
	住所	
	電話	

狭山市長



次のとおり利用の変更を許可します。

利用日	利用時間	利用施設	使用料	割増料	減額料	計
利用日	利用時間	附属設備及び備品の名称	単位	数量	単価	金額

料 金 合 計 円

利 用 目 的		予 約 内 容	
利 用 予 定 人 数	延べ人数	名	
利 用 責 任 者 氏名・住所・電話	氏名	住所	電話
備 考			

変更後の料金	円	左記料金差額を領収しました。	領 収
既納料金	円		
料金差額	※ 円		

※原則として既納料金は還付しない。

(注) 利用の前に狭山市市民センターの窓口はこの許可書を提示し、退館するまで携帯してください。

様式第 5 号（第 14 条関係）

（表）

年 月 日

総合子育て支援センター《一時預かり保育室》利用者登録（変更）票

幼児について	氏名（フリガナ）	年齢	生年月日	性別	平熱
			年 月 日		
	住所				写 真
	かかりつけ病院（内科）	病院名			
	かかりつけ病院（外科）	病院名			

家族構成	続柄	氏名	勤務先	電 話
連絡優先順位	第 1	氏名（続柄）		
	第 2	氏名（続柄）		
	第 3	氏名（続柄）		
	第 4	氏名（続柄）		

(裏)

幼児の 体質	
	【その他病歴や体質上のことなど特に注意すべき事項】

狭山市駅からご自宅までの地図	
----------------	--

様式第6号（第14条関係）

一時預かり保育室利用（変更）許可申請書

（宛先）狭山市長

申請日 年 月 日

次のとおり利用（変更）の許可を受けたいので申請します。

申請者	フリガナ			電話番号
	氏名			
	住所			
利用者 （幼児）	フリガナ			性別
	氏名			
	生年月日	年	月	日
申請理由	①就労 ②通院 ③冠婚葬祭 ④買い物 ⑤市民交流センター利用 ⑥その他（ ）			

※下記、太枠の部分をご記入ください。

利用希望日時	利用時間
① 月 日 曜日 (時 分～ 時 分)	時間
② 月 日 曜日 (時 分～ 時 分)	時間
③ 月 日 曜日 (時 分～ 時 分)	時間
④ 月 日 曜日 (時 分～ 時 分)	時間
⑤ 月 日 曜日 (時 分～ 時 分)	時間
合計	時間
料金	使用料 円

様式第7号（第14条関係）

一時預かり保育室利用（変更）許可書

年 月 日付けの申請について、利用（変更）を許可します。

許可日 年 月 日

狭山市長

※原則として、支払い済みの使用料は還付しません。

利用許可	領 収
印	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 2 条関係)

様式第 5 号 (第 1 4 条関係)

様式第 6 号 (第 1 4 条関係)

様式第 7 号 (第 1 4 条関係)